#### 21世紀政策研究所新書

解説4

**産業政策編** (2018.10~2020.1) サイバーセキュリティ、高齢化社会、 温暖化政策、税制、農業 解説4

**産業政策編** (2018.10~2020.1) サイバーセキュリティ、高齢化社会、 温暖化政策、税制、農業

21世紀政策研究所は、経団連のシンクタンクとして経済界が直面する内外の重要課題

ついて専門家を交えて研究しています。

心に執筆いただいて、その時々に応じた重要課題の解説記事を掲載しています。この その一環として、週刊経団連タイムス(毎週木曜発行)に、 研究主幹、 研究委員を中

各記事は、当研究所のホームページでもご覧いただけます。 企業を取り巻く産業課題や動向を理解する一助となりますよう祈念します。 なお、執筆者の役職

子経済課税や今後の農業のあり方などを詳しく解説しています。

「解説シリーズ4」では、サイバーセキュリティ問題、高齢化社会、

気候変動問題、電

時のものです。

(http://www.21ppi.org/commentary/index.html)

21世紀政策研究所事務局長 太田

誠

サイバーセキュリティ

安全保障上のサイバ 国家が関与するサイバー攻撃の現状と官民の対応 ーの課題

経営課題としてのサイバーセキュリティ

武智

洋

|||Ш

貴久 貴久

27 22 17 12 8

田中

達浩

淳

サイバ ー攻撃のリスク評価

サイバー攻撃発生時の「インシデント対応」と「事業継続対応」

高齢化社会

超高齢社会を見据えた未来医療予想図 高齢者の自立と日本経済

5

地域コミュニティのリ・デザイン〈上〉〈下〉

範雄

樋口

飯島

勝矢

38

34

日本農業のポテンシャル〈上〉〈下〉	農業	電子経済課税の動向	税制	COP25の結果と今後の課題	G20と地球温暖化問題	盛り上がりをみせる米国の温暖化政策論議〈上〉〈中〉〈下〉	COP24に向けた見通し	パリ協定とビジネス界の関与	温暖化政策
大泉		青山							有馬
一貫		慶二							純
86		80		73	68	56	52	48	

サイバーセキュリティ

# 国家が関与するサイバー攻撃の現状と官民の対応

21世紀政策研究所研究主幹 中曽根康弘世界平和研究所主任研究員

大澤

淳

(2018.10.11)

### |世界に広がる国家が関与したサイバー攻撃

週間にわたって混乱したが、民間企業でも、フランスの自動車企業ルノー、ドイツ鉄道、 事案では、英国において国民保健サービスのネットワークが感染し、医療サービスが数 年5月に発生した新種のランサムウェア(身代金要求型マルウェア)WannaCry2.0の スペインの通信企業テレフォニカ、ブラジルの石油企業ペトロブラス、台湾TSMCな 国家が関与するサイバー攻撃が、企業を揺るがす深刻な脅威となっている。2017

ど、世界中で大規模な感染が発生した。

攻撃されれば確実に感染するという致命的な脆弱性であった。 ていたが、修正ツールを適用していないPCやサーバーは世界各地に散らばっており、 の様相を呈した。この脆弱性を修正するツールは Microsoft 社から17年3月に公開され め、感染するコンピューターがネズミ算式に拡大し、発生から10日足らずで、世界中 150カ国で30万台のコンピューターが感染し、インフルエンザのようなパンデミック ワーク内外の他のコンピューターに感染を拡大する自己増殖機能を有していた。 このWannaCryはWindowsの脆弱性を突いて感染し、さらに、感染と同時にネ そのた ・ツト

朝鮮によって行われたと特定し、同国を非難した。 て北朝鮮国籍のパク・ジンヒョクを訴追している。 WannaCryには後日談があり、 17年12月に米英豪加NZ日の6カ国は、この攻撃が北 また、 米国は18年9月、 実行犯とし

### ■サイバー攻撃に対する積極的防御の必要性

るようになってきている。例えば、機能妨害(07年ロシア→エストニア、15年ロシア→ WannaCryは一例にすぎず、サイバ ー空間は、この10年で、 国家 に戦略的に利用

込む深刻なサイバー・パンデミックが発生するおそれも高まってい ュ
。 シア→米国、 ウクライナ)、 サウジアラビア、 また、 感染力・破壊力の強いマルウェアが次々に出現しており、 17年ロシア→ドイツ・フランス)、金銭窃取 諜報活動(12年中国→米国、15年中国→日本)、破壊行為(12年イラン 14年北朝鮮→米国、17年ロシア→ウクライナ)、情報操作 (16年北朝鮮→バングラデシ る。 世 |界全体を巻き 年ロ

拡散といった、新次元のサイバ つつある。そのため、先進国のサイバー戦略においては国家の主体的役割を明確化す 玉 [家が関与するサイバー攻撃の激化や国家レベルで開発されたサイバ 一脅威への対応は、 もはや民間の努力だけでは限界に達 ー攻撃ツールの

威 動 るようになってきている。 る。 情報 |的防御を中心に行われてきたが、攻撃グループ主体の継続的な行動監視やサイバー脅 従来、 積極 を利用した攻撃対応など、より積極的なサイバー防御が求められるようになって 各国 的 防 の対応は、サイバーセキュリティの確保、 御 の肝は、 サイバー攻撃主体に関する脅威情報や脆弱性情報をいち早く 重要インフラの防護といった受

官民で共有することにある。

### ■わが国のサイバーセキュリティ戦略

況把握-防 法律・外交その他 止 国 することが示されてい 家 御 のために、 今年7月に閣議決定された「サイバ 0 . の 力」の3つの能力を高めるとしている。また、サイバー空間にお 強靱性を確保する「防御力」、サイバー攻撃への「抑止力」、サイバー空間 推 進 が 明記された。 国家が主導的に役割を果たし、同盟国等と連携して「政治 .の取り得るすべての有効な手段と能力(政策ツール)を活用し」 る。 同戦略では、国家が関与するサイバー攻撃に対処するため、 ーセキュ リティ戦略」でも、この積 経済 ける実効的 極 的 サイ ・技術 の「状 対応 な抑

サ の面で 有 撃主体 イバ :や脆 国民 弱性 を抑止する政策 ーセキュリティを確保するうえで、攻撃主体の特定(アトリビューション)や攻 の社会生活や企業活動にサイバー攻撃が多大な損害を与えるようになった現 「国家の責務」と「企業の責任」という両輪が不可欠になってきている。 Ι 0 亡の解消、 Т が主要な要素であるSociety 5.0の実現にあたり、 セキュリティ投資などに企業が積極的に取り組む姿勢が求 ツー ルの実施などで国家が役割を果たすとともに、攻撃情報 サイバーセキュ かめら リティ れて の共

### 安全保障上のサイバーの課題

富士通システム統合研究所主席研究員21世紀政策研究所研究委員/

田中達浩

(2018.10.18)

攻撃の当初の段階では明確にとらえづらく、サイバー領域の戦いは複雑かつ不明瞭な様 起点と攻撃を命じた者の関係の解明も容易ではない。 多様である。しかも、 サイバー攻撃を仕掛けるサイバー脅威の主体は、 実際にサイバー攻撃を受けた場合に、技術的に判明する攻撃の発 国家からテロ組織・ さらに、 攻撃の真の目的と標的は 個人に至るまで

相となっている。

#### サイバ |一領域に おける自衛権 の行使

約等の加盟 をもたらす武力紛争法 権および自衛権等にかかわる国際法ならびに戦争の災禍を局限するため な被害をもたらすようなサイバー攻撃に対して、サイバ ることとなる。しかし、ここに、非常に曖昧なケースが存在する。 応の合意がみられる。 サイバ 1 国 領 間 域 0) の合意に基づく協力はあるものの、 戦 41 にお 一方、 (国連憲章、 いて一 テロリストやサイバ 応の ジュネーブ条約) 規律 性を保つために、 基本的 ー犯罪者・ 等を適用することは主要国家間 一領 に 重要インフラ等に対し甚大 は 域における 組織 加盟 に対 国 0 国家主 国内法を適用 しては、 に戦争に 犯罪 規 律性 す

サイバーセキュリティ 13

のに、

衛

攻撃者が不明であるか、

または国家ではない場合には、

るというほどのものではない(「武力攻撃相当」の被害であれば国

**権を行使し得るという一般的な合意がある)。また、** 

被害

極

めて甚大であ

[連憲] ū

章

自

I衛権. の規定に

を行

使す

国際法を適用

すべ

きか

玉

国家が命じてサイバー攻撃を行ったことは明白であるが、その被害は

内法で対応すべきかが曖昧となる。

(V

わ

ゆる武力攻撃相当未満サイバー犯罪以上のサイ

バ

ー攻撃というグレーゾーンの存在である。

### ■拒否型抑止と懲罰型抑止の考え方へ

は た 利 や不可能であるといえる。レジリエンスを基本にしたインシデント対応型のい な状況にある。 のでは、 らの複雑 安価 :に開発・取得でき、証拠の残りにくいサイバー攻撃を抑止することはも かつ不明瞭な様相となるサイバー領域の攻防では、攻撃者が圧倒的に有 サイバーインシデントが生起してから、攻撃の解明、 対処を行ってい わ ゆる

たは懲罰型抑止である。 多くの国で考えられている抑止の方策が、 拒否型抑止に加えた報復型抑止ま 拒

<u>"</u>否型抑-

正の体制だけでは抑止は十分ではない。

ば がないこと(必要性)、必要な限度にとどめること(相当性、均衡性) 迫 不正 自衛権の行使のための攻撃が可能と規定し、 ているところもある。 よっては、 報復型の最大のものは、 の侵害があること(急迫性、違法性)、他にこれを排除して、 サイバー報復以外の物理的な手段による報復も辞さないとあらかじめ宣言 ただし、このような自衛権の行使に至るような国際的な事態は 自衛権を行使するための報復攻撃である。国連憲章では、急 加盟国で合意している。 国を防衛する手段 の条件を満たせ 国 あるいは 同盟

今のところ生起していない。

攻撃により獲得する成果に見合わない負担を負わせる(コストインポージング)方策と 意思表示により可能な限り抑止しようとする努力が行われている。 行われている 情報搾取 ようとするものである。これらの報復 資産凍結、 甚大な被害に至っていない重要インフラに対する攻撃、技術情報・知的財産等を含む 金融 刑事訴追等の懲罰的な措置をとることによりさらなるサイバー攻撃を抑止し (対抗措置という表現の場合もある)。 外交官追放、 犯罪、 選挙妨害等のサイバー攻撃に対しては、 ・対抗措置を含んで、現在では、攻撃者に対し、 、一般的に懲罰型の報 関連施設閉鎖 金融

## ■インテリジェンスによる予測・予見型対応体制へ

イバー報復も含まれるが、具体的にどこまでできるのかはいまだ研究の途次に これには、アクティブ防御といわれるような、国際法に抵触しない限度で行われ るサ

バ ー攻撃者の特定、 加えて、 現在 |の対処体制 生起した被害や波及した影響の確定まで、攻撃発生から数カ月後に ・能力では、大規模なサイバー攻撃を受けた場合でも、 サイ

結果が報告されるような状況である。世界的には、できるだけ攻撃発生前に、少なくと

も大規模な被害の発生前に対処が可能なように、

変化が求められる傾向にある。 測・予見型の対処メカニズムを追求している。このため、技術的にも体制・制度的にも

日本でも、東京オリンピック・パラリンピック対応のみならず、将来のサイバー攻撃

に備え、これらの体制を整備することが急務である。

16

情報(インテリジェンス)による予

## 経営課題としてのサイバーセキュリティ

日本電気セキュリティ研究所主席技術主幹21世紀政策研究所研究委員/

武智

洋

(2018.11.1)

り、サイバーリスクはビジネス上のリスクであるという認識が高まってい サイバー攻撃、第4位に情報窃取・窃盗がグローバルリスクとして取り上げられてお としたデジタル戦略が不可欠になってきている。 また、世界経済フォーラムのグローバル・リスク・レポート2018では、第3位に 企業活動のすべてがIT化・デジタル化してきており、 経営戦略はデータ活用を中心

クマネジメントの両面からサイバーセキュリティ対策に努めることが経営の重要課題と

| 経団連サイバーセキュリティ経営宣言」では、Society 5.0に向けて価値創造とリス

スイノベーションを支える基盤である。 している。セキュリティは、企業経営と〝コインの裏表〟の関係であり、今後のビジネ

報開示と関係者とのコミュニケーション」を挙げている。 して、「経営者のリーダーシップ」「サプライチェーンのセキュリティ対策の徹底」「情 産業省「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」では、経営者が認識すべき3原則と では、経営者として、どのようにサイバーセキュリティに取り組めばよいのか。 経済

# |経営層の意識改革とリスクマネジメントとしてのサイバーセキュリティ

握 が関与する体制を整える。 部門に至るまで会社全体の業務に関連するサイバーリスクを認識し、継続的に状況把 でレビューするようにし、 ・対応する体制を構築する必要がある。その体制を定期的に経営会議・取締役会など 経営者は、まずは必要なリソースを確保し、事業部門から総務、経営企画などの管理 自社のビジネスにおけるリスクマネジメントとして、経営層

また、企業が提供する製品・サービスにおいてもセキュリティを意識する。製品やサ

18

によって、新ビジネスを立ち上げる段階からビジネス全体プロセスを安全にすることが ビス等の `設計の段階からセキュリティを組み込む ´セキュリティ・バイ・デザイン、

# ■サプライチェーンセキュリティと規制・ガイドライン

求められる。

業、 大企業や政府組織など防御の固い組織に侵入するために、グループ企業、 あるいは関連組織など防御が比較的弱い組織を踏み台にして、標的の組織に侵入す 取引先企

るサプライチェーン攻撃への対策も必要である。

あ のように、正規のソフトウエアアップデートに仕組まれたマルウェアで侵入する手口も ユリティ対策の確認や、納入されたものの真贋性を確認できる仕組みなどの対策が必要 ウクライナのソフトウエア企業であるMeDoc(ミードック) 納入部品のボードに不正ハードウエアを仕込む手口などがあり、取引先の 社の税務会計ソフト セキ

米国ではSP800-171遵守が義務化され、 日本でも経産省の研究会でサイバ となる。

チェーンを構成するために、規制やガイドラインに沿ったセキュリティ体制を構築して サプライチェーンを形成する企業がお互いにセキュリティ対策を行っていることを確認 できるように制度を整備しようとしている。デジタル化されたビジネスに必要な信頼 いくことが強く求められている。 ・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークが検討されている。 各国の政府

#### |情報共有・連携

初 有 などとの脅威情報等の共有はセキュリティ対策の有効な手段である。ただし、情報 事となる。また、業界団体や各種ISAC(注)などを通じて、他社あるいは各種官庁 V リーダーシップが必要となる。 ・連携するためには、 めて相互に共有され、活用することが可能となる。情報開示するためには経営者の強 セキュリティ対策は部門間の連携が必要であり、平時からのコミュニケーションが大 まずは自社の情報を積極的に開示すべきであり、それによって 共

企業におけるサイバーセキュリティに関するすべてを経営者が理解・把握することは

20

難しいが、 に対策を行い、そして、政府・官庁などとも連携する姿勢をもって、積極的に関与する 自らの対策を主体的に行い、さらにビジネスパートナーや業界団体などと共

意識が重要である。

注 ISAC=Information Sharing and Analysis Centerの略。各種業界でサイバー

攻撃に関する情報を共有し、迅速な対策を行うことを目的とする民間組織

### サイバー攻撃のリスク評価

21世紀政策研究所研究委員

東京海上日動リスクコンサルティング主任研究員

川口貴久

(2018.11.8)

### |サイバー攻撃の「影響度」評価

いう点だ。

る。本稿では純粋なインシデント発生状況やセキュリティレベルの評価ではなく、経営 サイバーリスクの評価といっても、そのねらい、方法論、対象範囲はさまざまであ

示されているが、共通するのは、リスクの洗い出し・評価が対策の「一丁目一番地」と

今日、企業に求められるサイバーリスク対策として、さまざまなフレームワークが提

者やビジネスサイドに理解しやすい経済的・社会的指標に基づく評価を紹介する。つま ŋ 脆弱性診断やストレステストが検証する「 頻度 (蓋然性)」の評価ではなく、

サイバー攻撃を受け被害が発生した場合の「影響度」の評価である。

るものである。サイバーリスクだけではなく、その他の無数のリスクを相対的に比較評 法を採用するかで、評価結果や必要な対応は大きく変わる。サイバーリスクの評価 は専門家インタビューやアンケートを繰り返すことによって重点リスクを特定・評価 たっては、 いくつか 自社 の評 現時点でサイバーリスクの評価手法は確立されていない。どのような評価手 **.価例を紹介する。最もシンプルな方法は** の事業や資産を踏まえて評価手法を検討・選択することが重要であ 「デルファイ法」である。 す

### ■最悪ケースを定量化する「シナリオ法」

価することが可能である。

価であり、 「シナリオ法」は、一定の前提条件・仮定に基づくサイバー 一般的には予想最大損失額 (PML)を算出する。 英ロイズ社と米サイエン 攻撃による損失・ 影響評

は、 サイバー攻撃が引き起こされるもの――であった。それぞれの全世界での最大損失額は ポート(あるOSの全バージョンに影響を与えるもの)がダークウェブ上で売買され、 停止するもの ス社による評価レポート(2017年7月)は有名な例だ。彼らが想定するシナリオ きいのも事実である。 |最悪ケース」を想定することができるが、前提条件・仮定による評価結果のブレが大 1 で530億ドル、(2) で287億ドルと見積もられている。 クラウドインフラの制御プログラムが改竄され、無数のクラウドサーバ (2) あるアナリストが電車に鞄を置き忘れ、 鞄に入っていた脆 シナリオ法は容易に 弱性レ ´ーが

### ■企業価値の変動幅を測る「CAR分析」

CAR分析は企業価値の損失額を評価する。具体的には、サイバー攻撃が行われた際の AR)分析」 米政府経済諮問委員会の報告書(18年2月)でみられるような「累積超過収益率(C も一定の前提条件・仮定に基づくサイバー攻撃による損失・影響評価だ。

企業価値の変動幅(実値)

と何もなかった場合の企業価値の変動幅(仮定値)

の累積差

の漏 事後的 分を算定する。これは、サイバー攻撃被害の定量化が難し 茂等)で定量評価可能というメリットがある。 に評価するものであり、 また「何もなかった場合の価値の変動幅」を計量するこ 他方、 実際に起きたサイバー攻撃を い分野 (営業秘密や戦略 情報

### |確率論的損失評価=「モンテカルロ法」

とは難

95%等)に基づき最大損失額を算出するため精緻だが、 が金融業界に与える損失」を公開したが、評価結果は ションを繰り返すことによる確率論的損失評価 過去のサイバー攻撃被害のデータや損失モデルに基づき、数万~数百万回のシミュレー とモデルに依存する。国際通貨基金(IMF) 金融業界でよく知られた「モンテカルロ法によるVaR である。 は18年6月、 限定的なデータセ 評価結 定の信頼 (Value at Risk) 果の妥当 報告書 区間 一性は 「サイバ ットに依 50 % 計測」 デー 存 一攻撃 夕 90 セッ は、

タセットからの計測だけでは不十分かもしれない。

な評価」であると認めている。また、

変化の激しい攻撃トレンドは過去のデー

例示的

サイバーセキュリティ 25

要である。 ここで紹介したリスク評価の評価軸は主に経済的損失額だが、非経済的損失評価も重 例えば、日本政府の「重要インフラの深刻度評価」では、評価対象を重要イ

撃の深刻度を評価している。一般企業に置き換えれば、サイバ ンフラサービスに限定しているものの、サービスの「持続性」「安全性」でサイバ 命安全への危険」「重要事業の中断期間」等は評価尺度になり得る。 ー攻撃による「事故・人 一攻

# サイバー攻撃発生時の「インシデント対応」と「事業継続対応」

21世紀政策研究所研究委員

東京海上日動リスクコンサルティング主任研究員 川口貴久

(2018.11.15)

害拡大防止、 の構成要素は、インシデントの検知・受付、 務省等のさまざまな組織 応」であり、主にCSIRT(インシデント対応のための組織の総称)や情報システ JPCERT/CC(国内のインシデント対応支援や助言・情報提供を行う組織)、総 ム部門等が担う。インシデント対応の枠組みは、米国立標準技術研究所(NIST)、 # イバー攻撃発生時の対応には2つの重要な要素がある。1つは「インシデント対 根絶、 復旧等である。 ・団体が提示をしている。これらに共通するインシデント対応 トリアージ(緊急性判断)、封じ込め、被

使えない場合に事業を継続するための戦略・対策である。一般に、事業部門、 もう1つは「事業継続対応」であり、サイバー攻撃によりシステムやネットワークが

そこで完了する。しかし、サイバー攻撃にうまく対処できなかった場合、 サイバー攻撃を検知しても、インシデント対応が適切であれば、企業としての対応は 企業はインシ

部門、

総務部門等が担う。

デント対応と事業継続対応の2つを同時に実施しなければならない。

備したうえで、第三者評価や演習・訓練を通じて、 そのため、多くの企業はインシデント対応手順に加えて事業継続計画(BCP)を整 実効性を高めている。

### |2つの有事対応を進めるうえでの課題|

る。 インシデント対応部門と事業継続部門の円滑な連携という点で、いくつかの課題があ

その検知・初動段階で被害範囲、原因、影響を正確に確定することが難しい。 第1に、 サイバー攻撃発生直後の「影響評価」である。サイバー攻撃は多くの場合、

判断 てBCPを発動することが必要である。こうした緊急性の判断権限、 ントを検知した場合、その影響が小さい (トリアージ)して、経営トップや事業サイドと迅速に共有 のか大きい のか、それとも不明 ・連携 基準、 なの Ļ プロセスが 必要に応じ かを評

情報漏 部との通信遮断 オプションや発動基準は十分に準備されてい 未整備な企業も少なくない 第2に、サイバー攻撃の被害拡大防止のための 洩を防ぐことである。 やマル ウェア感染の疑 これは必然的に業務の縮小や停止を含む。 W 0 ある ない場合が サー バー 積極的停止措置」 あ の停止等を通じて、 る。 積極的停 は 止措置とは、外 有効だが、 被害拡大や その

### ■求められるサイバー攻撃版BCP

情報

対応は迅速性が求められるため、 産 0 判断 一の停 止 で、 13 社内と外部の接続を即時遮断することは妥当かもしれない かかるような措置はより上位の権限が必要となることが多い 会議を開催して議論する余裕はない。 が、 () 他方、 ずれにせよシ 重要事 判断 業や生

漏洩を防止するため、セキュリティオペレーションセンター(SOC)

の担

当者

えば、 ステムやネットワークが停止した場合の「オフライン」のBCPが求められる。 れない。 オフラインBCPがなければ、被害拡大防止措置を講じることを躊躇するかもし 複数の積極的停止措置オプションと、 対応するオフラインBCPの整備は不可 逆にい

ない。検討されていても広く共有されていないという問題である。 第3に、前述2点と関連するが、サイバー攻撃の「被害想定」が十分に検討されてい

欠である。

源 用 務システム って、(1)外部との通信遮断(単にメールやブラウジングできない等)(2) 社内 できない状況だ。しかし、利用不可となる情報資源の範囲は、攻撃被害や対応策によ サイバー攻撃の影響は、経営資源のうち人的資源、物的資源(生産設備等)、外部資 (委託先・取引先等) は利用できるが、情報資源(ITインフラやデータ) のみが利 さまざまである。自社のネットワーク構成、 (顧客データベース等)の利用停止(3)顧客向けクラウドサービスの停止 セキュリティレベル、事業への影 . の業

響を踏まえた被害想定をあらかじめ検討しておく必要がある。

### |2つの有事対応を理解する人材

ティセンター(NISC)は、こうした人材を「戦略マネジメント層」「橋渡し人材」 任者(CISO)等の経営判断を支える「人材」の問題である。内閣サイバーセキ にも明るい必要がある。戦略マネジメント層の確保・育成は、 と呼ぶ。戦略マネジメント層はビジネスプロセスを理解し、かつICTやセキュリティ 第4に、インシデント対応と事業継続対応の双方を理解し、 最高情報セキュリテ 個社というよりも業界や

・ユリ イ青

社会全体の課題である。

高齢化社会

### 高齢者の自立と日本経済

武蔵野大学法学部特任教授 21世紀政策研究所研究主幹/

樋口範雄

(2019.6.13)

Interdisciplinary(学際的・学問横断的)ということの実践の一つである。 沿済学、 21世紀政策研究所の「高齢者の自立と日本経済」の研究プロジェクトでは、 政治学、法学という分野の研究者が集い、高齢社会の問題を議論している。 医学、

そもどのような人間像が高齢社会での基本的な人間像たり得るかに及んだ。だが、 リスの契約法の専門家から「脆弱な消費者」についての報告がなされた。議論は、 から、次に経済学の専門家から金融ジェロントロジー(老年学)との関係、 例示として認知症問題を挙げる。同プロジェクトの研究会ではまず老年医学の専門家 さらにイギ そも

社会の先進国であるわが国では、そのような根本的課題に向き合おうとしてい

は100万人を超えるという。ところが、10年時点でがん研究に5億ポンド以上を支出 応策として、アルツハイマー病への対応が掲げられる。イギリスでの患者数は、 は、かつて社会福祉国家たる存在を誇っていたイギリスでも、中核をなす健康保険制度 い。そこで、認知症の予防と治療のための研究を早急に促進せよとの声が上がったので しているのに対し、アルツハイマー病にはわずか2660万ポンドしか公的支出がな (National Health Service)が危機に瀕していることがある。それを維持するため 例えば、 2013年、ロンドンで「G8認知症サミット」が開催された。背景 21年に の対

計されているのである。そして、イギリスの議論には、 の基本的な考え方を示すものがある。 この話は、 日本にこそふさわしい。日本では認知症患者の数が25年に700万人と推 認知症と法という課題について

の基本には「自律的な能力のある個人」がいて、そうでない人は例外的存在または別世 それによれば、従来、法は認知症患者を「能力」というレンズを通して見てきた。

制 佐 た人を例外的存在(つまりは普通でない、望ましくない人)として扱ってきたことは間 されてきたのである。確かに、わが国でも現行の成年後見制度は、後見だけでなく、保 界の人扱いされてきた。「能力」の有無を基準に、いわば白か黒かの二分的思考が適用 :限行為「能力」が問題とされており、法が、能力のある人を原則とし、能力の不足し !や補助という三分法で「制限行為能力者」を分類しているが、いずれにせよそこでも

ら、従来の能力の有無で人を分類する法的アプローチは、単純に過ぎ、かつ精密に対処 イギリスでは、このような能力アプローチへの反省がなされているという。なぜな

違

いない

ある。第1に、事前の意思決定尊重(precedent autonomy)という考え方(事前のプラ ンニングを法で支える)。第2に、能力が不足している者にも人権はある、そして何ら いずれも認知症患者についてその意思や決定能力をできるだけ尊重しようとするもので すべき事案に対してナタで断ち切るような粗雑な対処法だからである。 このようなアプローチに対する反省から、イギリスでは、3つの新たな動きがある。

かの意思や自己決定能力があるという権利アプローチ。そして、第3に、

vulnerability

という概念を中心とするアプローチ。vulnerableとは「弱さ」を示す語であるが、「能 力」と比べずっと柔軟で相対的な概念であり、現実的な人間像を基本とする。

する潜在的な経済力を有効に活用する道は開けてこない。 年後見制度 も後見制度利用促進法という発想しかまだこの国にはないようだ。それでは高齢者が有 能力中心の伝統的アプローチを再検討する必要がわが国にもある。「認知症患者 能力喪失」の法的認定というような対応は時代遅れである。だが、それで

|成

### 超高齢社会を見据えた未来医療予想図

# 〜地域コミュニティーのリ・デザイン〈上〉

21世紀政策研究所研究委員/ 東京大学高齢社会総合研究機構教授

飯島勝矢

2005年から30年までに後期高齢者人口が倍増し、同時に認知症や独居高齢者も激 の高齢化が「世界でも類を見ない」といわれる理由の一つとして、高齢化の進行の が国は世界の他のどの国も経験したことのない超高齢社会にすでに突入している。 (高齢化率が7%を超えてから、その倍の14%に達するまでの年数)が挙げられる。

速さ

H 本

わ

者が占める可能性が高い。その大部分は大都市圏で著明となるが、そこで起こる未曽有

を迎える39年では165万人が亡くなるわけだが、そのうちの6割は85歳以上の超高齢

増していきながら、今まさに多死時代に突入している。日本人の年間死亡者数がピーク

(2019.9.12)

0 0) 医 く時期 療 齢 化間 政 策 が問 に来ている。その意味では、多面的 題はこれまでの地方圏の対応・対策 い直されており、 幅広い視点から医療・介護提供体制を大きく進化させ な視点からの社会的なイノベーション、 の延長だけでは限界にきている。 わが! 国

すなわち地域コミュニティーのリ・デザインが急務である。

めてきたが、 でも在宅医療 わが 国に おいて「地域包括ケアシステム」が打ち立てられ、 地域ごとの進捗や機運の醸成 ・介護連携を軸とした地域医療の底上げに重きを置き、 の具合は当然ながら幅がある。 約 10 発が経過した。 全国の各地域 で進

疾患構造の変化も顕著である。 子高齢社会が加速しており、 いるなかで、社会的入院の是正なども視野に入れなければならない。時代の変遷により と移行するとされる。 なぜ「生活を支える医療」が必要なのか。 のが認知症、 ロコモティ 社会保障制度改革におい 高齢者へのサポート体制も「騎馬戦型」から「肩車型」へ ブ症候群 慢性疾患(いわゆる完治できない病態)が増加し、 (運動機能が低下し自立度が低下することで、 前述したように、 ても、医療の効率化がさらに求められて 人口構造の変化として少 その最

介護が必要となる可能性が高い状態)、そしてフレイル(虚弱)等である。

流 望む声も多く、延命治療の果てに病院で死ぬ文化を再考しなければならず、 終末期医療 ん患者 W 「QOL(Quality of Life、生活の質や満足度ひいては人生の満足度など)」を重視した れが重要である。 医学の進歩と裏腹に「Cure(治療)」を目指す方向性の限界を感じる場面も少なくな 例えば、救命や疾患治療ができたとしても著明な自立度の低下を残したり、 における積極的治療と幅広い緩和ケアのバランスも求められる。 (end of life care) に対する期待にも変化が出てきている。 そして、 長寿より天寿を 延命よりも 国民 高齢が

ŋ, ち、よく生き切って人生を閉じることができるかという時代の要請に応える医療が今ま さに求められている。 児童問題、 **!題とその重複が存在する。具体的には、人とのつながりの希薄さ、孤立化・ひきこも** 介護共倒れやダブルケア(介護と子育て・多重介護)、介護難民や買い物難民、待 れわれ の住んでいる地域には、目の前の医療課題だけではなく、数多くの多面的な 空き家問題等々、多岐にわたる。高齢期であってもいかに生活の質を保

そこには「病人である前に『生活者』である」という理念のもとに、住み慣れた街全

ち、シームレス(切れ目のない)な現場をつくり上げ、まさにこれまで培ってきた連携 診る、人を診る、家を診る、地域を診る」という考え方を全職種によって共通認識 から統合へギアを上げ、セカンドステージに入っていくことが望まれる。 の象徴的存在がまさに地域包括ケアシステムである。さらに強調するならば、「病気を 体で生から死までを地域全体で支え、みて(診て・看て)いくという地域完結型の わち従来の「治す医療」から「治し支える医療」という原点に立ち返る必要があり、そ への進化、そして機能分化型のシステム型医療へのパラダイム転換が求められる。すな

を持

医療

### 超高齢社会を見据えた未来医療予想図

# 〜地域コミュニティーのリ・デザイン〈下〉

東京大学高齢社会総合研究機構教授21世紀政策研究所研究委員/

飯島勝矢

略および深い関わりが必要不可欠である。それが多職種協働を中心とした「地域力」の ず、そこには ある。さらに、医療介護従事者だけの努力と連携だけではハードルを越えることはでき りつけ医による医療(在宅専門も含む)等の多方面との連携と意識改革が非常に重要で 真 の地域包括ケアシステム構築には、 (国からの方針を見据えながらも)市区町村等行政主導による多面的な戦 病院医療(外来医療・入院医療)と地域のかか

底上げにもつながる。

言

い換えれば、地域を構成しているマルチステークホルダーによって、より早期から

(2019.9.19)

の予防 具現化できるのかということになる。その基盤となる真の地域包括ケアの改革が進 から在宅療養までを展望 医療 ・介護関係者、行政、そして市民も含めたまちぐるみでの活性化がうま (俯瞰)した「総合的なまちづくり」をい かに 可視

く進むかどうかに大きくかかっている。

実現に として包括 の柱である(1)栄養 る。このフレイル予防 に反映されてきている。フレイル化の最大の危険因子がサルコペニア 2齢社会が進むなかで、健康増進から介護予防までも視野に入れ、 向けて「フレイル 的に底上げし、少しでも早い時期から住民自身の意識変容・ ・サルコペニア予防を実現するためには、 (特に食・口腔機能)(2)運動(3)社会参加 (虚弱)」という概念が打ち立てられ、さまざまな施策や活動 健康長寿のための3つ (筋肉 行動変容をね 健康寿命延伸の を三位一体 減弱)であ

まさに

「総合知

新

によるまちづくり」という視点で従来の健康増進事業・介護予防事業を見つめ直し、

した健康づくりの場の創出など)も併存することが必須である。

・福祉等サービスを含めた健康長寿支援へのアクセスの改善と地域

同時に、それを強力に促すための良好な社会環

境の実現

(例え

に

依拠

ば、保健

医療

うことが求

め

られ

る。

い風を入れるべき時がきている。

化 早期からのフレイル予防の重要性を容易に認知でき、周囲の仲間と一緒にその行動変容 に、専門の養成研修を受けた高齢の住民フレイルサポーター自身が参加者のロールモデ ルにもなり得るので、継続参加につながるように設計されている。いかに個々人がより もち、 で推し進 つながるのかがカギになる。このフレイル予防の活動は、結果的に社会性も促進され 筆者は させるための、 かつ科学的根拠を基にした心と身体の通知表をつけるものとなっている。 学養 .めている。住民が集う場で行えて、笑いの絶えないエンターテインメント性を 認知症予防にもつながることが期待される。 (食・口腔)、運動、社会参加の三位一体を住民同士で「気づき・自分事 高齢住民主体の「フレイルチェック」を構築し、 全国展開のかたち さら

付 効的に持続 うえで、行政改革も中心に置きながら「まちぐるみでの包括的アプローチ」をいかに有 !かせることができれば、最終的にはわれわれの追い求める「Aging in Place」(注 最後に、 わが 可能なかたちで達成するのかがカギになるだろう。それを実現し各地域に根 !国が新たなステージに入るためには、新旧のエビデンスを十分踏まえた ることから、

(注)Aging in Place=高齢者ケア施設などではなく住み慣れた地域で高齢期を過ごす

温暖化政策

### パリ協定とビジネス界の関与

東京大学公共政策大学院教授有:

有馬 :

純

(2018.11.22)

ス産業諮問委員会(BIAC)の共催による「国別貢献(NDC)、パリ協定の実施に めには政府や市民団体のみならずビジネス界の支持と協力が不可欠である。低炭素投資 おけるビジネスの関与」をテーマとしたワークショップに参加する機会を得た。 現在、パリ協定の詳細ルール交渉が行われているが、パリ協定に実効性を持たせるた 10月10日、パリで主要経済国ビジネスフォーラム(BizMEF)とOECDビジネ

し筆者自身の温暖化交渉の経験に照らせば、必ずしも枠組み策定においてビジネス界の

クリーン技術にせよ、中心的役割を果たすのはビジネス界だからである。

実態が反映されてきたとはいい難い

プットとなってい べきである。 することはないとしても、 ものをつくり上げてしまった。 らず、CD 例えば ルプラットフ クリーン開発メカニズム(CDM)  $\bar{\mathrm{M}}$ O E C D のルール交渉 る。 オー の場合、 生物多様性条約のもとには「ビジネスと生物多様性のための ム」という場が設けられている。 枠組 にお BIACの意見・要望がOECDの活動 政 しみの実施にあたって産業界との対話 いて手続きを複雑なものにし、 府間 の枠組みである以上、 を活 用する のは民間企業である 産業界が直 結果的に は強化されてしかる 使い 接、 への有益 交渉 勝 にも 手 Ò か なイン グロ かわ 参加 悪

枠組 目 る。 標策定に 温 日本 み交渉 暖 化 Ò 防 場合、 においてビジネス界の発信が政府の交渉ポジションに反映され 止 ついても、 の国 経済産業省が |際枠組み 2008年に麻生内閣が策定した2020 や国内政策におけるビジネス界 :政府交渉団の重要な一角を占めていることもあ の関与は 年 15 国によって濃淡 %減 やす 目 標 è, ŋ <u>0</u>5 いがあ 玉 国 年 別

ミッ

クスにおいて産業界の意見が一定程度反映されている

比

や15年に安倍内閣

三が策定した30年26%減目標

(13年比)

の裏づけとなる

エネ

ル

(鳩山内閣の20年25%減

目押し

(90年比) は産業界との調整は皆無であった)。

ーションがある。 欧 州においてもEU-ETSの設計や目標設定にあたってビジネス界とのコンサルテ 他方、米国オバマ政権下で25年26~28%減目標(05年比)を策定した

産業界とのコンサルテーションは行われなかったという。

所、 トフォーム」をつくる動きがあることを念頭に、ビジネス界との対話のための「プラッ が必要との点で認識が共有された。BizMEF、米国国際ビジネス協議会(USCI トフォーム」も設けるべきだと提言している。 B)は、パリ協定のもとで女性、ジェンダー、先住民族等の関与を強めるため「プラッ 世界鉄鋼連盟といったビジネス団体に加え、政府関係者、学識経験者、 国際機関も参加したが、パリ協定の実施局面において産業界の関与を強めること クショップには経団連、ビジネスヨーロッパ、フランス経団連、米国商工会議 シンクタン

締 のオブザーバー参加を排除すべきだとの極端な主張をする国もあるからだ。全員一致を 約国 COP決定のようなかたちで産業界の関与を制度的に担保することは容易ではない。 .のなかにはベネズエラやニカラグアのように「利益相反」を理由に特定の産業界

国中心であったことは残念だった。インド、中国、ブラジル等、途上国の産業団体も巻 り、ビジネス界の果たすべき役割は大きい。その意味でも今回出席した産業団体が先進 旨とする国連でのCOP決定のハードルは高い。

き込んでいくことが重要である。

しかしパリ協定は各国政府のみならず幅広いステークホールダーの参加を求めてお

#### COP2に向けた見通し

東京大学公共政策大学院教授 右21世紀政策研究所研究主幹/ 右

有馬

純

(2018.11.29)

定し、 実施のための詳細ルールが必要となる。パリ協定は先進国と途上国の利害が鋭く対立す 先送りされた。12月のCOP24(ポーランド・カトヴィツエ)での合意を目指している &レビューやグローバルストックテークの進め方、市場メカニズムのガイドライン等、 る。しかしパリ協定はそれだけでは機能しない。各国目標の様式、目標年次、 るなかで妥協の産物として合意されたがゆえに、難しい問題の多くは詳細ルール交渉に 2015年12月に合意されたパリ協定は先進国、途上国問わずすべての国が目標を設 温室効果ガスの削減・抑制に取り組む初めての枠組みとして画期的意義を有す プレッジ

が 交渉 は難航している。大きな対立点は以下のとおりだ。

パ 援助まで盛り込むことはパリ協定のリオープンであると強く反対している。 目 リ協定上、 標のみならず、 第 1 の対立 一軸は 国別目標は明らかに温室効果ガス排出量に関するものであり、そこに資金 途上国への資金援助目標も盛り込むべきだと主張している。 国 [別目標の範囲である。途上国は国別目標のなかに温室効果ガス 先進 (削減 国

柔軟性を認めることとされた。先進国はプレッジ&レビューの手続きを先進国、 ることを重視している。 間で可能な限り共通なものとし、 にこだわる途上国の合意を得るため、詳細ガイドラインにおいて途上国 条文のもとでプレッジ&レビューを受けることとされているが、 プロセスを主張し、 第2の対立軸は先進国、 パリ協定下の全員参加型の枠組みのなかに二分論を復活させようと 他方、 途上国の差別化である。パリ協定上、 途上国は制度的に先進国に厳しく途上国に甘 国別目標を客観的、 数量的にトラック可能なものとす 京都議定書型の二分法 先進国、途上 の国情に応じた į, 国は レビュー 途上! 国

第3の対立軸は資金援助である。 途上国は資金援助の予見可能性や20年までに1000 企図してい

億 の早期交渉 である。 ドルという資金援助目標の確実な達成、 開始等を強く主張している。 他方、 1000億ドルに代わる新たな資金援助目標 先進 |国は野放図な資金援助の拡大に慎重

標が先進国 ド に 玉 0 ランプ政権 先進 関する交渉が進まなければ、 などの新 は資金援助の確保を今次交渉の最大の目標としている。他方、成長著しい中国、 みが先に進むことを許さないとしている。途上国のなかでも特にアフリカ諸 容易に予想されるようにこれらの対立軸は密接にリンクしている。 国 . の 並 **にパリ協定からの離脱を表明しているが、仮に詳細ルールに二分法的な考え** なかでも共通のプレッジ&レビューを最も重視しているのは米国である。 興国にとって資金援助ニーズは高くなく、 み の報告・レビューに付されることを回避することを重視 先進国が重視するプレッジ&レビューの詳細 むしろ自分たちの温室効果ガ 途上国は資金 してい ルール 国 ス目 イン 最貧 一援助

米 方が持ち込まれ 中摩擦 が本格化するなかで中国が米国よりも緩い扱いを受けることは共和党、民主党 れば、 民主党が政権復帰しても米国のパリ協定復帰が難しくなる。 特に

を問

わず、

受け入れられない。

が各国のレッドラインを見極めてスリムな議長提案を出すことが不可欠だ。 では「積み残せるものは積み残し、何らかの合意はできる」との見方が強い。 かは未知数である。 交渉テキストもいまだに200ページを超えており、 ランドがCOP21の時のフランスのような外交手腕を発揮し、会議を合意に導け 月に 事務レベルの交渉での決着は不可能なので、第2週の半ばには議 補 助機関会合、10月にプレCOPが開催されたが収斂の兆しは 決着がどうなるかは筆者がCOP2から戻った後の続報を待たれた あとは 12 月のCOP24での交渉と みえてい 長国ポーランド 関係者の間 しか

ない。

# 盛り上がりをみせる米国の温暖化政策論議〈上〉

東京大学公共政策大学院教授 21世紀政策研究所研究主幹

有馬

純

(2019.4.11)

ある。 関するヒアリングを10回以上開催した。またドイッチュ下院議員 (民主党)、ルーニー下 とり、 エネルギー商業委員会(委員長=パローン下院議員)は今年に入ってから温暖化問題に つい 3月17日から22日にかけてワシントンを訪問し、エネルギー温暖化政策をめぐる動向 民主党が下院を制した結果、すべての委員長ポストを民主党が占めることとなった。 今年に入ってからは来年の大統領選の前哨戦も始まっており、興味深い時期でも て有識者と意見交換してきた。昨年、中間選挙において民主党が下院で過半数を

化問題の議論を活発化させる「拡声器」としての役割が期待できるというのがワシント 会」(委員長=カストー下院議員)が発足した。 鎮たちが提唱した「炭素配当」の考え方を踏襲している。上院では共和党が多数を占め 院議員(共和党)らによる「エネルギーイノベーション・炭素配当法案」の提出という動 にシュルツ、ベーカー元国務長官、ポールソン元財務長官等、かつての共和党政権の重 税収を「炭素配当」というかたちで全額国民に還付するというものだ。2017年2月 きもある。これはトン当たり15ドルの炭素税を導入し、毎年10ドルずつ引き上げる一方、 ているため法案が成立する見込みはないが、中間選挙後の新たな動きとして注目される。 また、民主党のイニシアティブにより下院に「気候クライシスに関する特別調査委員 法案提出権限を有していな らいが、 温暖

題、 ルーズベル ルとは温 格差是正という今日的な課題のもとで行おうというものである。オバマ政権下でも 最大の話題は「グリーン・ニューディール」である。グリーン・ニューデ .暖化防止と経済格差の是正を目指す経済刺激策のことであり、 ト大統領が世界恐慌に対応するために行ったニューディー ル政策を環境問 1930年 代に

ンの環境関係者の見方である。

員、 シオ=コルテス議員はサンダース上院議員のスタッフを経て昨年の中間 が 0 再 少で当選し、「民主社会主義者」を自称する。 W ップ・アンド ったサンライズ運動が唱導したものであり、 る。 創出を公約に掲げ、「グリーン・ニューディール」と呼称していたが失敗に終わ 1生可能エネルギーへの1500億ドルの投資 マーキー上院議員が上下両院でグリーン・ニューディール決議案を提出した。 今回のグリーン・ニューディールは昨年の中間選挙以降、 1 i ード法案を共同提案した環境派である。 マーキー上院議員はオバマ政権時にキャ 2月初めにはオカシオ= (10年間)や500万人のグリーン雇用 決議案の骨子は以下のとお 若年層を中心に盛 選挙で史上最年 コルテス下院議 り 上 って オカ

1. 温室効果ガス排出ゼロを目指す

2

再生

可能

エネル

りである。

3 交通システムを抜本的に見直し、ゼロ・エミッション車や公共交通、 高速鉄道へ

ギー等のゼロ・エミッション電源で電力需要に100%

対応

投資

- 4 気候 変動関連の災害 水道効率を向 上 への強靱性構築、 インフラ更新、 建造物の設備更新 (エネル
- 5. クリーン製造業の振興、農家・酪農家との協力
- 7 6 送電 強力な雇用 網 の構築・更新(スマートグリッド整備等) ・環境保護を伴う国境調整、 調達基準、 貿易ルール の採択および執行
- 8 質の 高 いヘルスケア、住宅、 雇用保障を全国民に提 供
- これらの目的実現のため、今後10年間、 国を挙げて取り組む

極 めて野心的な内容であり、 さらに温暖化防止のみならず、 雇用、 住宅、 ヘルスケア

等をもカバーしていることが特徴的である。 ンダース、ハリス、ウオーレン、クロ 上院決議案の共同提案者のなかには民主党の大統領候補として名乗りを上げてい ブシャー、ジルブランド、ブッカー上院議員が名 るサ

ており、民主党が温暖化問題を次期大統領選の中心論点にしようとしていること

がうかがわれる。

ね

9 温暖化政策

# 盛り上がりをみせる米国の温暖化政策論議〈中〉

東京大学公共政策大学院教授21世紀政策研究所研究主幹/ 有馬

純純

(2019.4.18)

ン・ニューディールが短期間の間に温暖化問題への国民の関心を喚起することに成功し 向けるトランプ政権の姿勢に憤激していた民主党関係者、環境政策関係者は、「グリー た」と高く評価している。 く割れている。パリ協定離脱声明、 あり、 これに対して共和党は、「グリーン・ニューディールの掲げる目標は全く非現実的で 予想されるごとく、グリーン・ニューディールに対する評価は共和党と民主党で大き これを実施すれば膨大なコストがかかり、米国経済、 クリーンパワープランの解体等、温暖化問題に背を 雇用に大きな悪影響が生ず

る。 2・7兆ドル、 保守系シンクタン 温暖化防止に名を借りた社会主義マニフェストである」と強く攻撃してい 雇用保障で6・8~4・6兆ドル、 クは電力の脱炭素化で5・4兆ドル、 ヘルスケアで36兆ドル、 運輸部門の脱炭素化で1 住宅保障 3 ある

・6~4・2兆ドルかかると試算している。トランプ大統領はツイッターで「民主党

は に消滅させようとしている。 カーボンフットプリントのためにすべての航 共和党のマコーネル院内総務は3月26日にグリーン・ニューディー すばらしい!」と揶揄 空機、車、 してい 牛 る。 石油ガス、 ル 軍隊を恒久的 決議案を採

指示した。 た戦術 とを念頭に、 させ、民主党の分断を図るとともに、 決に付した。 付するの 民主 である。上院民主党のシューマー院内総務は「ヒアリングも議論も行わずに採決 立党議 採決結果は53名の共和党議員に加え、民主党議員3名、 は横暴である。 賛成票を投じた民主党議 共和党多数の上院で否決は確実であるが、 員はすべて「賛成」でも「反対」でもなく「出席」 共和党は気候変動についてなんの代案も出してい 複数 員を「社会主義者」として攻撃することを意図 の大統領選候補者が決議案を支持してい 石炭産出 州 独立系1名の反対で 票のみを投ずるよう の民主党議 ない 員に と反

下院では採決の予定はない。 しておきながら賛成票を投じないのは言行不一致だ」と非難するだろう。民主党多数の 否決となった。それ以外の民主党議員は出席票のみを投じたが、共和党は「自分で提案

済にもたらす負担増をプレーアップし、左傾化する民主党を攻撃する戦術である。 未 温暖化防止に関心が高いとしても、 勢を攻撃することで大統領選を有利に進めることをねらっている。他方、世論調 のように温暖化問題の重要性を認知したうえでイノベーションを中核とすべきだと論ず 1 調 地 共和党も温暖化について何かを打ち出すことも必要だろう。 「ドルまでという回答が60%を占める。共和党はグリーン・ニューディールが家計、経 !査結果もあり、民主党は野心的な政策アジェンダを掲げ、トランプ政権の後ろ向き姿 温暖 知数である。 |球温暖化は深刻な問題であり、対策が必要」という米国人の割合が66%という世論 化問題が2020年の大統領選に向けて大きなイシューになることは確実だ。 別の世論調査では、温暖化防止のために負担する用意のある金額は月額 それが大統領選の投票基準にどの程度つながるかは アレクサンダー上院議員 査上、 同時

る動きもある。

たことは確かだが「痛し痒し」というところらしい。 みをますます困難にする」との点を懸念するものもある。 主義との攻撃を受けるなど左右の対立激化を深め、本来、必要とされる超党派 ンクのなかには、「グリーン・ニューディールは過激であるがゆえに、共和党から社会 主党の温暖化政策議論が彼らにハイジャックされた」と指摘する。米国の環境シンクタ の深かった環境シンクタンクではなく、左派の活動家であるという。ある有識者は「民 サンライズ運動やグリーン・ニューディールの背後にいる人びとはオバマ政権と関係 温暖化問題への関心を喚起し の取

り組

# 盛り上がりをみせる米国の温暖化政策論議〈下〉

東京大学公共政策大学院教授 21世紀政策研究所研究主幹 有馬

純

(2019.4.25)

報告(2)米国経済の状況(3)民主党候補が誰になるか めには彼らの支持を得なければならない。これは民主党候補者が従来よりも左傾化する まな影響をもたらすと考えられる。 いう。そうしたなかでグリーン・ニューディールに象徴される民主党の左旋回はさまざ ッチャーによれば、トランプ再選の可否は(1)ロシア疑惑に関するムラー特別検察官 民主党支持層のなかで左派リベラルが発言力を強めているため、大統領候補になるた 2020年の大統領選の帰趨については全く予断を許さない。米国の著名な選挙ウオ の3点にかかっていると

だ。トランプが勝つことも十分にあり得る」と言っていた。 といわれるなかで選挙の帰趨を握るのはどちらでもない20%である。「サンダースやウ ォーレンといった左派が候補者になった場合、トランプ陣営に有利。トランプ陣営にと ことを意味する。トランプ大統領の強固な支持層は35%、強固なアンチトランプは って最も戦いにくいのはバイデンのような中道派」という見方を複数の関係者から聞 ある民主党関係者は「トランプが大統領選で負けると思い込むのは大きな間違い

年の議会選挙の結果いかんによっては、そうした動きが出てくるかもしれない。 ン、シュルツ、ベーカーの炭素配当案の考え方を取り入れた法案が提出されている。 あり、 方)大きく変わることは間違いない。その際、キャップ・アンド・トレードや炭素税と れると考える人はほとんどいない。決議案はビジョン・ステートメントのようなもので いったカーボンプライシングが導入されるのかどうかが注視される。下院ではポ 「オバマ政権がブラウン(=グリーンの反対)に見えるほど」(米環境シンクタンクの見 20年に民主党政権が誕生したとしても、グリーン・ニューディールがそのまま実施 具体的政策は何も書かれていないからだ。ただ米国のエネルギー温暖化政策が ールソ 20

知事、 する一方、EPAのさまざまな規制権限を撤廃することを提唱している。環境関係者は 響は残る」との答えであった。他方、 影響力はゼロである。 関 いる。 スマン・マーキー法案をトライしたがうまくいかなかった。炭素税については民主党の 答えであった。 カーボンプライシングも重要だが、規制も重要であると考えている。また炭素配当とい ってもその財源は税であり、新税導入に対する米国民のアレルギーは非常に強い」との いることもあり、共和党の一部の賛成も得られるのではないかと聞いたところ、 .係者からは「彼らは過去の人であり、議会に議席も有していない。現在の共和党への 民主党、 「それではどのような政策が考えられるのか」との問いに対し、複数の関係者から言 州議会を擁するワシントン州でも再三にわたって導入を試みたが失敗に終わって 税収を全額配当として還付する炭素配当ならば、かつての共和党重鎮が提案して ードルが高い」という。キャップ・アンド・トレードはオバマ政権下でワク 共和党の関係者に考えを聞いてみると、民主党が上下両院で多数をとったと また炭素配当のかたちで国民に還付したとしても産業界への悪影 民主党関係者は「シュルツ提案は炭素配当を導入 共和党

措置の費用対効果が高いとしても、価格がはっきり目に見える税は拒否反応が強い ギー、原子力、CCS等の非化石電源とする等)のような規制的措置であった。 及があったのがクリーンエネルギー基準(例えば電力供給の一定割合を再生可能 経済的 エネル

すであろう。今後の選挙戦のなかでどのような政策が公約として出てくるのか注視が肝 米国のエネルギー温暖化政策動向はわが国にも直接、間接にさまざまな影響をもたら コスト高であっても規制的措置の方が支持を得やすいという。

要である。

#### G20と地球温暖化問題

東京大学公共政策大学院教授 21世紀政策研究所研究主幹

有馬

純

(2019.7.11)

#### |パリ協定をめぐる対立

協定の完全実施にコミットする19カ国と米国との折り合いがつかず、別々のパラグラフ 定離脱を表明して以来、この問題はG20サミット、G7サミットで常に対立の種となっ でそれぞれの立場を書き分けるという形式をとってきた。 G20の結束を示すサミットの てきた。過去2回のG20サミット(17年ハンブルク、18年ブエノスアイレス)ではパリ んずくパリ協定に関する表現ぶりであった。2017年6月にトランプ大統領がパリ協 今回のG20サミットにおいて大きな対立軸の一つになったのが地球温暖化問題、 なか

共同声 が悪く、 な表現はできるだけ避けたいところである。 明は 特に議長国日本としては最も重要な同盟国である米国を仲間はずれにするよう 「われわれは」で始めるのが常である。 主語を書き分けるのは いかにも格好

ず、ブエノスアイレスの首脳声明では再び19対1になってしまったのである。 定を実施する決意のある国にとって、エネルギー転換が重要であることを認識する」と ネ 声明の表現ぶりであった。実は18年にアルゼンチンのバリローチェで開催されたG20エ 筆者はこの会合に参加する機会を得たが、やはり最大の対立点はパリ協定をめぐる共同 ルギー いう文章で米国を含めた合意が得られたのだが、 ・ルギー環境大臣会合では、「われわれは、排出削減を実現するうえで、また、パリ協 サミットの前 ·転換と地球環境に関する関係閣僚会合(G20エネルギー環境大臣会合)であ **:哨戦となったのが今年6月15~16日のG20持続可能な発展のため** 欧州各国の首脳はこの表現に満足せ のエネ

### ■エネルギー環境大臣会合での合意

今次大臣会合で日本がサブスタンス面で重視していたのは、 長期戦略に盛り込まれた

スと同様19対1で書き分けるべきだ。そうでなければ共同声明には参加できない」と迫 13 書き分けなしの「バリローチェ方式」を追求したのであろうが、欧州諸国は「パ イノベーション・アクションプランの合意であった。大臣会合最終日までにこれらにつ 金循環、 いては合意ができていたのだが、唯一最後に残ったのがパリ協定問題であった。日本は ったという。 環境と経済の好循環」というコンセプトとそれを実現するためのイノベーション、資 .ついて強いメッセージが不可欠。米国との溝は埋まらないのだから、ブエノスアイレ 市場環境の整備、さらには日本が重視する水素、 カーボンリサイクル等を含む リ協定

葉が入った分、バリローチェよりも前進しており、しかも米国は「パリ協定を実施する 留意する」という表現に合意した。「パリ協定の完全実施」「コミットメント」という言 定の完全な実施に向けてブエノスアイレスにおいてなされたコミットメントの再確認に れは、パリ協定を実施することをブエノスアイレスにおいて選択した国々による、同協 ことをブエノスアイレスにおいて選択した国々」には入っていない。苦心の作文といえ 最後は会場で米国とEUの大臣同士が膝詰め談判で文言を調整し、ようやく「われわ

るだろう。

税者を不利にするとの理由で、パリ協定から脱退するとの決定を再確認する」というパ の不可逆性を確認し、それを実施することを決定した同協定の署名国は……完全な実行 わる欧州首脳とトランプ大統領の溝は埋まらず、「ブエノスアイレスにおいてパリ協定 合閉幕直前まで精力的に調整にあたったという。しかし「パリ協定の不可逆性」にこだ 井沢で合意された表現をベースにトランプ大統領、メルケル首相、マクロン大統領と会 へのコミットメントを再確認する」というパラグラフと「米国は米国の労働者および納 ったのに、首脳会合で再び19対1に戻ってしまったのは残念である。安倍首相自身、 せっかくエネルギー環境大臣会合で「われわれは」で統一された共同声明ができ上が

#### ■理想主義対現実主義

ラグラフに分かれることとなった。

ない。大臣会合では「再エネ、 リ協定をめぐる19対 1の構図はエネルギー温暖化問題をめぐる対立 省エネがエネルギー転換の王道」として化石燃料のクリ 軸 の一部に

13 南 との共通点は多い。しかし、米国で政権交代が生ずれば、この構図も変わってくる。 義と「各国 って異なる。割高なエネルギーコストに直面する日本なればこそ、経済と環境の両立を .ついては米国と立場を異にしつつも、エネルギー転換に関する考え方については米国 アフリカ、 あらゆるエネルギー転換・技術オプションを追求すべきだ」とする米国、 利用、 ミット共同声明にもあるように脱炭素化を目指すエネルギー転換の道筋は国情によ CCS(CO<sup>2</sup>回収・貯留)、化石燃料由来の水素に消極的な欧州の理 .の実情に応じて化石燃料のクリーン利用、原子力、再エネ、CCS、 トルコ、サウジアラビア等の現実主義の対立が目立った。日本はパリ協定 ロシア、

軸とした現実的な取り組みが必要とされている。

水素

### COP25の結果と今後の課題

21世紀 東京大学公共政策大学院教授 政策研究所研究主 幹

有馬

純

(2020.1.9)

# |市場メカニズムの詳細ルール合意に再度失敗

レビュ

えて国連の監督を受けることなく、締約国間で自主的に削減量をやりとりできる「協力 細則は積み残しとなった。パリ協定においては京都議定書のCDM(クリーン開発 ニズム)と類似した「国連監視型メカニズム」 ーの具体的手続き等、パリ協定の実施細 18年のCOP24(国連気候変動枠組み条約第24回締約国会議) が設置されることとなったが、これに加 則に合意したが、 市場メカニズムの実施 ではプレッジ&

的アプローチ」も認められることになった。

日本政府が実施しているJCM(二国間ク

メカ

意がまとまらず、 というのがCOP25のミッションであったが、 レジット制度)はこれに相当する。この2種類の市場メカニズムの実施細則に合意する COP26に先送りとなった。 会期末の12月13日を40時間超過しても合 2年連続の合意失敗である。

### |市場メカニズムルール交渉の争点

の枠組みであるパリ協定で用いることは野心レベルの引き上げに逆行するとの理由 扱 レジットをパ 反対した。 いである。国内に多量のCDMプロジェクトを有するブラジル、インド等はCDM 何がそれほどもめたのか。第一の争点は京都議定書のもとで発行されたCDMの取り これに対し、 リ協定のもとでの国連監視型メカニズムに全量移管すべきであると主張 EU、島嶼国等は20年以前に発行されたCDMクレジットを20年以降 一で強

量 ス 削減 一を国際移転した際、 第二の争点はダブルカウント問題である。パリ協定では先進国も途上国も温室効果ガ ・抑制目標を有し、 移転先と移転元の両方でカウントすればダブルカウントになって その実施状況を報告することが求められるため、 削減 ・抑制

<

監 徹底すべきであると主張した。 国も反対し、 国 ある。これには しまう。それを防ぐため |視型メカニズムについてはダブルカウント防止の適用除外とすべきだと主張したので **[が削減目標を持っていなかった京都議定書時代のメカニズムなので、それを含む国連** 協力的アプローチ、 「パリ協定の信頼性を損なう」との理由で先進国のみならず多くの途上 のルールが交渉されてきたのだが、ブラジル等はCD 国連監視型メカニズムいずれもダブルカウント防 M は

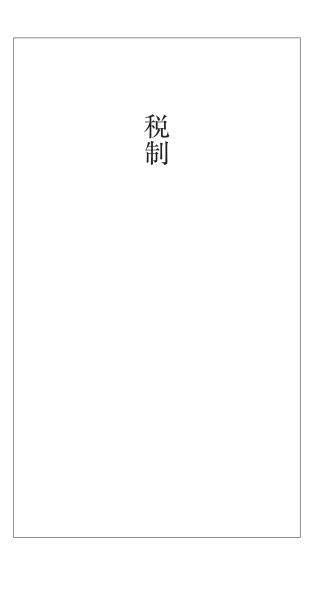
あるが、少しでも先進国からの資金支援を引き出したい途上国は協力的 である。パリ協定では国連監視型メカニズムの取引に一定比率で課金されるとの いても同様の課金を主張した。当然、先進国はパリ協定のリオープンであるとしてこれ 第三の論点はメカニズムの運営や途上国支援 のための適応基金に対する強制拠出 アプロ ーチにつ 規定が 問 題

管、 ざまな妥協案が模索されたが、そもそも移管に極めて否定的なEU、 今次交渉では、 30年までの利用許可を求めるブラジルとの妥協点が見いだせず、 移管対象となるCD Mの範囲や、 20 年 以降 の利用期限等に 島 ダブルカウント適 嶼国と、 関 全量移 さま

に反対した。

C ズ 新 用 ムル たな資金支援目標の交渉とも密接にリンクしている。このためCOP26で市場 、問題も決着しなかった。 強制課金をめぐる対立も20年から始まる途上国支援に関する

引き上げに言及しなかったとの理由で環境NGOが日本に「化石賞」を授与したのも、 ダード化している。小泉環境大臣が石炭火力輸出の停止とNDC(国別削 定を超え、 30年が中心なので今すぐにメカニズムのルールを決着せねばならないわけではない。J 1 ル)1・5度特別報告書の発表やグレタ・トゥーンベリ氏の影響もあり、パ ベ ル |野心引き上げ圧力と石炭火力たたき Mは自主的メカニズムなので国連でルールが合意されなくても進めることは可能だ。 今回のCOPで日本のメディアの関心を引いたのは、メカニズム交渉よりも、野心レ ・5度安定化を何よりも優先する環境原理主義的な考え方によるものだ。 の引き上げと石炭火力たたきであった。IPCC(気候変動に関する政府間パネ 、ールが決着するかどうかも不透明だ。パリ協定で各国が提出した目標の目標年は 1・5度安定化、50年ゼロエミッションがCOPの世界のデファクトスタン 減 リ協定の規 (目標) メカニ 指すべきは大幅削減を可能にする技術の開発とその低廉な価格での普及である。 能性を顧慮せず、1990年比25%削減目標を掲げた轍を踏んではならない。 OPを目指す」と言っている。よい格好をしたいという誘惑にかられがちだが、 れがちだが、 のような現実主義的な議論はひたすら野心レベル引き上げを迫るスローガンにかき消さ イエローベストもチリの暴動騒ぎも、もともとは生活コストの引き上げが引き金だった。 の拡大等、多くの課題を抱えており、 ル ンテスト〟のような場になる可能性が高い。次期議長国の英国は「 ギーの現実との間のギャップは大きい。また途上国は貧困撲滅、 今後のCOP会合は実現可能性を十分検討せず、目標引き上げの数値を競う "美人コ しかしこうした単純な世界観と、アジア地域では今後も石炭需要が増えるというエネ エネルギー価格の引き上げは途上国のみならず先進国でも難しい。パリの 温暖 化防止だけを追求するわけには グラスゴーで野心C エネルギーアクセス いかない。こ 日本が目 実現可



### 電子経済課税の動向

前早稲田大学教授 21世紀政策研究所研究主幹

青山慶二

(2019.5.16)

の市場の所在国に課税権を新たに付与する長期的解決策として、ネクサス原則 課 り、 在に基づき構成する案(インド等途上国案) の決定ルール) 2 !税については、今年2月のOECDによるコンサルテーションペーパーの公表によ BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの重要な積み残し案件である電子経済 2020年の最終結論の取りまとめの方向性が絞り込まれた。すなわち、 マーケティング上の無形資産に基づき構成する案(米国案) と利益配分原則を、(1)ユーザー参加に基づき構成する案 の3つのオプションの提起である。英 3 重要な経済的存 (英国 電子経済 (課税権 案

益 米案は |分割法の手法で市場国にその稼得への貢献に応じて課税権を配分しようとするの 途上 電子経済がもたらす超過収益を切り出し 国 [案は多国籍企業の全利得を売上・資産・従業員およびユーザーを考慮して配 (通常利益は各事業体に別途配 分)、 に対

分するものであ

ŋ,

現行課税制度からの乖

離が大きい。

とされている。この第2の柱は、17年末のトランプ税制改革で導入された米国税制 関連者 応する観点から、 るGILTI なお、この第1の柱に加えて、無税または軽課税国への電子経済による利益 への税源浸食的支払いについて損金算入を否認するという、第2の柱も検討 (グロ 当該! ーバルな低課税無形資産所得の合算制度) 国に所在する支店・子会社の所得を合算するとともに、 とBEAT (税源浸食支 これ 移転 に対 であ 対象

ジに及ぶコメン 力を高めてきた経団連は、 ブリックコンサルテーションを開催した。 月 中 旬に、 トを事前収受のうえ、全世界から約40 OECDは上記2つの柱を内容とするペーパーについて、20 今回もBusiness at OECD (BIAC) とともに、 BEPSプロジェクトへのインプッ ŏ 名 の利害関係者が参加するパ 事前の本 ŏ トで影響 0

払

いに対する課税)

の税制を参考にしてい

る。

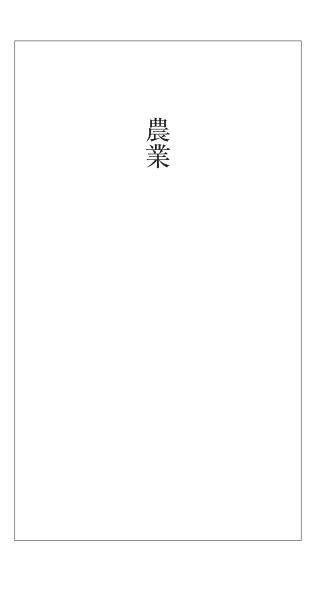
邦 全業ヒアリングを踏まえて第1の柱に関してプレゼンテーションを行った。

あ 片側検証で対応できるケースが多いと主張し、過大に市場国に所得配分されるリスクの 貢献が大きいという本邦企業の体質に鑑み、現地事業体には取引単位営業利益法などの 難 や自動運転の成長が見込める自動車などのわが国多国籍企業にとって、各国での予見困 を絞った英国案よりも、電子経済全般を対象とする米国案は、 G ている。 マーケティング上の無形資産よりも特許権、 、る米国案を牽制している。この主張は、他のコメンテーターも共有するところとなっ な新たな課税リスクとなることを懸念する声が大きかったからであった。そこでは、 |AFA (Google, Apple, Facebook, Amazon) などの高度なデジタルビジネスに焦点 焦点は、 マーケティング上の無形資産に着目する米国案であったが、 著作権などの本社保有の事業用無形資産の IoTを活用する製造業 その理由

その内容は、5月下旬のOECD包括的枠組み会合を経て、6月初旬に福岡で開催され るG20財務大臣会合に報告されるまで明らかにされない。市場国であるEUを中心に暫 現在は、 コンサルテーション結果を踏まえた改定作業が行われていると思われるが、

定措置として高度なデジタル事業に対する1国限りの売上税の執行が拡大しつつあるこ 念が伝えられたため、本件のOECD作業に期待が集中している状 と、あわせて、EUからは .加盟国間で統一デジタルサービスタックスについての合意断 沢況に ある。

的 法 テーションで繰り返し主張した「比例原則」に沿った枠組みでの合意が要請されよう。 ロサムゲームであり、処方箋がどのように絞り込まれるかは予断を許さない。ただし、 電 意はおぼつかないことから、米国案を中心に検討が進むとの見方が有力であるも OECD事務局 !人税は企業活動を課税面からかく乱しないことを旨としており、経団連がコンサル |子経済課税をめぐる居住地国と市場国の利害調整は、税をめぐる残された究極のゼ な検討を委ねたいとしており、 目下のところ、デジタル業界をリードする米国の納得がない ば .20年の結論のために、G20で方向性を定めて関連する作業部会に技術 議長国であるわが国のリーダーシップが問われている。 限り課税 ルール 0) Ō 玉 [際合



### 日本農業のポテンシャル〈上〉

宮城大学名誉教授21世紀政策研究所研究主幹

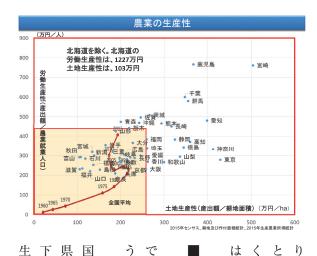
大泉一貫

(2019.5.23)

### ||農業は崩壊するのか成長するのか?|

ンシャルはどの程度のものなのだろうか。 農業の将来に関しては意見が割れている。農業の崩壊をいう悲観論的な論調がある一 輸出産業として成長する可能性があるとする論調もある。日本農業の本当のポテ

ら4万人と私は予測している。数字はともかくとして、農家が減れば農業産出額も減 2020年の110万戸弱から2030年には40万戸に、農業就業人口で160万人か 農業経営体や農業就業人口はこの10年で大きく減少するといわれている。 農家数で



である。農業のポテンシ 平 の農 生産性の向上がカギを握 図表は、 そうなってきたのは 均 業 0) 生 0 農業 生 産 産 性 性 0) 0) を重 い経年 生 産 变化 生 ね合わせ 性をみたものである。 ヤ 産 ٤, ル 性 つ は 7 が た図 伸 2015年の 生 (1 産 び

性次第とい

7

41

た

か

は減 ŋ く。だが、 と考える H ても産 本農業はどんどん縮小するの 0) わ が普通だろう。 油 が 国では 額 は 向 概 ね 気分は 時代とともに る 崩 壊 は 論

13 VI

傾 か

である。

生

産

性 #

0 線

推 は

移である。

少々見に

< 働

61

が 産

概

右 地 左 各

0

1

9

6

0

车

か

b

0

労

牛

性

 $\bar{+}$ ね

肩上がりであるものの、単純な右肩上がりではなく蛇行しているのがわかると思う。

である。この時期には、悲観論者がいうように農家が減って農業も縮小した「農業の失 それは、 1 990年から2010年までの20年間で生産性が停滞ないし減少した時期

政になって、やっと社会に適合的な「攻めの農政」が出てきたということである。 後 われた20年」 の保 うったことが大きい。それに気づかず保護農政を続けていたわけだが、 生産性が低かった理由には、 護農政システムが、グローバル化やわが国の経済構造の変化に合わなくなってし だった。 生産調整が強化されたことなどがあるが、根本的には戦 アベノミクス農

# |労働生産性は現状の2倍から3倍にできる

の生産性が今後どの程度伸びるかにかかっている。 比べても低いし、国内でも全産業の3割程度の低水準にある。 私は考えている。 現在の2~3倍に伸びる可能性は充 成長産業化のカギは、こ

その農業の生産性だが、2014/15年で229・5万円程度と低い。

世界と

分にあると、

なっていくはずだ。こうした高い生産性の経営が頭角を現してくれば、 割を担うのは、全国平均の10倍以上の生産性を上げている2万程度の農業経営者たちに 平均の2倍近く、北海道は3倍以上となっており、右上に伸びる余地はまだまだあ 均 ポテンシャルはますます高くなり、農業は成長産業にさらに一歩近づくと私は予想して 10倍以上という経営もある。農家戸数が減少するとはいえ、2030年で農業生産の7 の生産性 図 表 では生産性の分子に産出額を取っているので倍近い数字になっているが、 市町村別でみると全国平均の5倍以上の市町村も数多くあり、 の図は左下の一角を占めるにすぎない。 他方、鹿児島や宮崎 経営によっては わが国の農業の の労働生産 全国 性は 苸

が、 課 それについては次号で解説する。 その生産性の高 い経営をつくるにはどうすればいいのかということになる

### 日本農業のポテンシャル〈下〉

21世紀政策〜生産性の高い農業経営をつくるには

宮城大学名誉教授 21世紀政策研究所研究主幹

大泉一貫

(2019.5.30)

### |経営システムの改革が必要

引いてみると、生産性の高い経営には、ある種の共通した特徴がある。 浮かぶかもしれない。確かに大切なことだし、効果的でもある。ただ、もっとズームを 性を高めるというと、ICTを使ったスマート農業や大型機械化など、技術革新が思い とである。しかもその契機は、すべての経営とはいわないものの、多くが「フードバリ の拡大や作業工程の変革をはじめ、何らかの経営システムの改革を行っているというこ これからの日本農業のポテンシャルは、生産性の高い経営によって維持される。生産 それは事業規模

### 食品産業の市場規模とフードバリューチェーン



「平成29年農業・食料開達産業の経済計算(要集)」 農水省より作成

バリューチェーンへ

|アライアンス、マーケット・インからフード

ユ

1

チ

工

から

0

によるものである。

基 は、 産 本的 業 そこへこの10年 7 そのフードバ 制 v バ 農産物 るが、 度的要因もありむしろ孤立状況にあ に IJ フ ユ ĺ 生産か 1 K チ チェーン上にあるとの バ 工 IJ 来 Ĺ IJ 1 ら 1 Ĺ ン 顧 を構 客に Ш ーチェーンの一環を構成 チ 下 工 ゖ 成 商 し ン イド 品を届けるまで だが ている。 の事業者 認識 食品産 農業も

は

弱

0

業経営者が増加してきた。

直売所やEC、さら

ズに応えようと、

マーケ

ッ

トに関心を持

つ農

革などを要請する経済性があるからである。 農業経営が登場している。生産性が高くなるのは、フードチェーンに、 チェーン全体」を視野に入れるようになる。こうしたなかから生産性や付加価値 的にマーケット・インとなり、農業者の関心はより川下へと広がり、「フードバ には契約栽培等、何らかの手段でマーケットへのアクセスを試み、契約、 アンス等で川下事業者とさまざまな信頼関係を模索するようになった。生産体制 経営システム変 連携、 の高 リユー は必然

# |フードチェーンの経済性〜チェーンの最適化は農業イノベーション

化 トプール」と呼んでいるが、農業者にとっては加工や販売事業が視野に入り、 は、収益性や利 いる。農業者には「大きな市場」が広がり、規模拡大の可能性が増す。 .や多事業化など、事業領域の拡大可能性が高まり、農業のビジネスチャンスが広がる の市場は11兆円だが、フードチェーン全体でみれば117兆円の市場が広がって .幅の高い事業などさまざまな事業が存在している。これを「プロフィッ またチェーンに 6次産業

他事業者からの支援も受けながら、事業を拡大するとともにボトルネックの解消を目指 特に多い。フードチェーン全体を視野に入れ始めた農業経営者は、アライアンスを組む 化策が常時検討されている。ボトルネックは各所にあるものの農業に起因するケースが ェーンの最適化」はそれ自体が「農業のイノベーション」を生む。 し、新たな生産・出荷体制を築こうとする。こうして経営システムの改革が進み、「チ プロセスには、さまざまな無駄や非効率などのボトルネックがあり、その解決策や合理 さらに、チェーンでは「最適化」が絶えず図られている。農産物が顧客に届くまでの

視野に入れる「入れ方」やチェーンの「つなぎ方(アライアンスの組み方)」、さらに 業経営を生み出し、 っともっともまれる必要がある、ということはいえると思う。 「経営システムの改革の仕方」は、今のところ多様である。さらに早く生産性の高 こうした農業を私は「フードチェーン農業」と呼んでいるが、フードチェーン全体を 日本農業のポテンシャルを高めるには、農業は他の産業との間でも い農

農業

### 解説4

### **産業政策編** (2018.10~2020.1) サイバーセキュリティ、高齢化社会、 温暖化政策、税制、農業

### 2020年2月28日発行

編集 21世紀政策研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館19階

TEL 03-6741-0901 FAX 03-6741-0902

ホームページ http://www.21ppi.org

